

カナリヤの詩

CANTUS CANARIARUM

NP
手記「信仰が人を殺すとき」を読んで一元サマナ
SP
「集会と最終芸達者」一窓ロブログから
OP
「訴訟能力、慎重に対応を」一主任弁護士 法律新聞から
NP
「あとは弁護士辞任のみと法務大臣」一窓ロブログから

10TH ANNIVERSARY
kyo sarin Gas Attack
March 20
1995 - 2005

「地下鉄サリンと9.11テロ」
日本はどう
向き合つか

SEPTEMBER 11, 2001
NEVER FORGET
artAID
www.artaid.org

2005.3.19の記録 = 50019
「地下鉄サリン2から10年」

最近読んだ本—『信仰が人を殺すとき』

ジョン・クラカワー著、佐宗鈴夫訳

『信仰が人を殺すとき』 河出書房新書 2005年 2500円

っていう本があるんです。

モルモン教徒がおこした殺人事件を題材にした内容の本です。

モルモン教はアメリカではかなりたくさんの信者がいて、分派もたくさんあるそうです。もともと教義で一夫多妻を説いていて、10代前半の少女なんかも結婚させられたりしてアメリカで問題になり、モルモン教も今は一夫多妻を禁止したそうです。

たくさんある分派の中で原理主義のグループなんかは、一夫多妻はモルモン教の大切な教えであるとして、そういうのを捨てたグループを墮落していると批判して一夫多妻を実践したり、いろいろ問題を起こしているそうです。この本を読むとモルモン教がこれまでいかに反社会的なことできたのかわかります。

モルモン教はキリスト教なのでオウムとは教義もぜんぜん違いますが、信仰心が殺人をおかすという意味でオウムの問題と通じるものがあるかなと思うんです。あとモルモン教がアメリカ社会で非難され、大切な一夫多妻の教義を捨て、社会に受け入れられるようにして発展しているということと、分派の中の原理主義のグループが一夫多妻は教祖の説いた大切な教えであるとして復活させ、いろいろ問題をおこし社会と軋轢を生じさせていることも、今のアーレフのM派、A派の対立を連想させて面白いなと思いました。

林郁夫氏は麻原氏のことを自己愛的人格障害だと言っていますが、この本でも事件をおこしたモルモン教徒の信者はそれだったとして解説しています。



<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

この本は 450 ページくらいあるかなり分厚い本で、本の途中、読むのが退屈に感じる部分もありましたが、最後まで読むと結構面白かったです。

ちなみに昔アイドルだった斉藤由貴はモルモン教徒です。あと昔、「笑っていいとも」などに出ていた外人タレントのケント・デリカットって知ってますか？大きなレンズのクロブチメガネかけていた人、この人もモルモン教徒で日本には布教のため来っていたそうです。

元 サ マ ナ

2005/12/3 窓口のブログから

「集会と最終芸達者」

以下、備忘録のようなものですが、

<http://honfleur.parfe.jp/bbs/bbs3/nerimb3.cgi>

にある山本英司さん書き込みを抄本化しつつ、コメントを。

山本さん、素敵です。転載してしまってすいません。

>四谷駅前・主婦会館

>資料は「タイムスケジュール」弁護団作成の「麻原彰晃氏控訴審の経過概要」

>「録画・録音に対する規制について」、及び『週刊新潮』11月17日号の記事

>「元受刑者が見た「麻原彰晃」は「廃人寸前」だった」のコピー。

うーん、なんで「松本智津夫被告控訴審」としないのかなあと不思議。一人の勿論自然人である被告人の弁護活動の一環のための集まりだと思うのですが。

>12時45分開始。100名前後。

>司会者の岩井信弁護士よりあいさつ

>12 時 50 分より森達也氏の講演。内容はいつもの話（笑）。

>昨年の判決公判で初めて麻原被告を目撃したが、壊れているとしか思えなかった

>専門家による鑑定が必要

>13 時 5 分より有田芳生氏

>13 時 33 分より主任弁護人の松下明夫氏の報告

>裁判所が選任した鑑定人とは別に弁護団でも鑑定人を選任しており並行して精神鑑定が進められている

>13 時 40 分より一審判決当日に弁護人を受任した松井武氏

>以後、撮影禁止であることが告げられ、次女・三女が入場。

>それまでは別室で待機？

>13 時 55 分より次女（カーリー）の報告。現在、通信制大学

>父親には 24 回接見したとのこと。

>痙攣がひどかった 10 月 19 日の接見記録を読み上げる。

>14 時 4 分より三女（アーチャリー）の報告。

>青いアイシャドー。

>2004 年 9 月 14 日に初めて接見したときのことを中心に報告。

>14 時 12 分より休憩。「講演者レジュメ」を受け取る。質問用紙を提出。

>14 時 30 分より再開。次女と三女の姿は見えぬ。

>岩井弁護士の司会のもと、森氏・有田氏・弁護人 2 名の計 4 名で討論。

>有田氏は精神鑑定そのものの客観性について懐疑的

>永岡氏に発言が振られる

>「偉大な宗教家」と弁護団が言うのを聞いて「何言ってるんだ、この弁護士は」と思った

これ、一審弁論での渡辺脩弁護士の本論総論のことですね。

私も驚いたです。「宗教家だから事件の指示をしたはすがない」という、日本裁判の歴史に残る無知と恥をさらした本論総論なんだもん。

>拘置所にいる元教団幹部とも接見しているが、

>今この場に娘さんが居ないようなので言うが、

>「いざとなれば自分の娘でもブスリと刺せる人間だ」と聞いた

そのとおり、です。

>仮に詐病であったとしても-いずれ公判が再開されるのであるから

>被告人にメリットは無いのではないか-山本質問用紙一

>有田氏が元軍医大尉の例を引き合いに出して、

>死刑を逃れるためならどんなことでもする可能性がある」と回答。

ああ、有田さん日記にあることですね。私も昔、どこかで読んだ記憶。

ウンチを壁に撫で付けるまですれば確実に異常だと思われるだろうに、と思った次第。

痴呆症でも、統合失調症でも、きわめて重度の知的障害でも、そこまであるかどうかが見極めポイント。

(弁護士さん、本人に伝えないでね)

ああ、全身麻酔の覚めた後、おしめをしていた自分を思い出す。ウンチがオムツの中にあるだけならば、慣れればどうってことない、と。

(拭かれるのが気持ちよかったりして、まあ一度でいい、この程度のことで死刑にならないで済むのなら、私でもするわ)

>河野氏に発言が振られる。

>「被告人の意思が確認できないということで控訴趣意書を提出せず、

>また公判停止を要求しているが、ではどうして被告人の意思が確認

>できないにもかかわらず一審弁護団は控訴したのか。
なるほど。

映画A2で、河野さんが村岡らが謝罪文を作ることも出来ないのを、じっと待っていた姿を思い出します。頭が下がります。

その河野さんが、こう質問した意義は大きい。河野さんの慟哭、心底からの怒りを感じる。

>また、控訴趣意書の骨子を一応作成したのであれば、

>提出しておくべきではなかったのか。

>どうして控訴棄却のリスクを犯してまで提出に応じなかったのか

ですね、先の日記に書いたように、懲戒請求ものです。あまりに危ない賭け。

>弁護団が答えていわく、死刑判決である以上控訴はむしろ義務

>控訴趣意書の提出に応じてしまえば、今後二度と精神鑑定や公判停止の主張を持ち出せなくなってしまうおそれ

>訴訟能力ー密室審理はおかしいと討論者全員が一致。

>岩井弁護士のまとめのあいさつを受け、16時31分に閉会

そして

有田芳生さんの酔醒漫録のコメント

<http://www.web-arita.com/sui0511b.html>

有田さん、日記にあるとはいえ、公にコメントしてしまい失礼します。

>わたしは法廷での松本被告の発言や態度には「詐病」の可能性が高いと思っていた。

>その「信念」が揺らいだのは、実の娘が接見したときにも、

＞身体を痙攣させ、突然の笑いを示し、まったく意思の疎通がないことを知ったとき

あつ、頭をピクッとさせる痙攣は、「クンダリーニーが上がってきた」なぞという信者さん向けの行為です。

＞しかし、人間が人間である限り、憎んでもいない娘と9年ぶりに対面して

＞無視することはできないだろうと思った

＞わたしの人間観がそう判断させた。

なるほど、そうでしたか。

「憎んでもいない娘」ですが

「自分に利益をもたらさない限りなんら関心も持っていない」んです。それがカルト教祖というもの。

いくつかの刑事事件で直接見てきたし、記録には多くありますが、憎んでもいない娘に暴力を振るい、嘘をつき、強姦などまでする親もいくらいいますです。

人間不信ともなりますが、人間は果てしなくおぞましくなれ、また果てしなく素晴らしくもなれるものだ、と

今、東京拘置所にいる教祖は、
オウム松本教祖、
ライフスペースの高橋教祖、
法の華の福永教祖、
とある小集団の代表ビーモンの4人です。

そんなカルト教祖の心理一反社会性、自己愛性、妄想性人格障害の傾向を必ず持っている一を知っている人が鑑定しているかなあ、と心配。

>ところが最近その認識を改めることにした。

>BC級「戦犯」を取材していて、「あっ」とびっくりするケース

>1951年。場所は巣鴨プリズン。

>当時、死刑判決が下され、刑が執行されていなかった「戦犯」は2人

>そのひとりである元軍医大尉は、判決が下されてから精神的な「異常」

>会話はいっさいなし。排泄物は垂れ流し、眼はうつろでよだれ

>担当者が床にうつぶせになった彼の排泄物を拭き、

>起こしあげて椅子に座らせても、足は伸ばしたまま

>関節が外れているようだった。

>米軍の精神科専門医や松沢病院で何度も鑑定を行う

>いずれも「精神異常」との結論が出される。

>元軍医大尉の姉は「詐病」ではなく「正気」だと思っていた。

>姉が金網越しに接見。口を開くことはなかったが、姉の眼には「装っている」としか

>死刑から無期懲役へと減刑が伝えられたあと

>姉は2度目の接見を行う。こんども涙を流すだけで、まったく口を開かなかった

>ところがである。翌日になり元軍医大尉は刑務官に丁寧に頭を下げ、

>「書籍をお貸してください」と小声で語った。

>まったく「詐病」だった

>一ましてや、と言ってもいいだろう。

>カルト教祖の麻原彰晃＝松本智津夫被告なら、

>「異常」を演じることが可能ではないのか。そんな趣旨の話をした。

なるほど、

有田さん、貴重な情報提供をありがとうございました。

それはシンポ参加者だけでなく広く知られるべきこと。

新聞なども、あまりに浅い。

で、この集会の報道も、共同通信が 11 月 27 日こんなように報道している。

>松本被告の弁護団が主催。

>映画監督の森達也さんやジャーナリスト有田芳生さんが講演

>松本被告の家族は拘置所で面会した様子などを報告

>森さんは「判決の日に見た松本被告は同じ動作を繰り返しており、

>素人から見ても異常だと思った。治療して治る可能性があるなら

>試して、控訴審には事件の真相解明を期待したい」と話した。

あのなあ、有田さん報告の重要な先例を書かず、

先に日記に書いたように、どうみても事実から出発していない森さんの発言のみを書くなど

ーだいたい森さんは判決日以前には全く傍聴していないと思うのですが、違ったかなあ

そして、あの判決を受ける時の無様な被告人の姿を正直に言わないようにしているのが森監督ー

「都合の良いところだけ報道する偏向報道」

ではないですかしら。

そりゃ、報道にも中立はないですが、そんな配信さえも、お金を払って配信する地方紙への背信行為だと思います。

<http://www.amazon.co.jp/exec/obidos/ASIN/410466801X/qid%3D1133719728/503-6631876-6487133>

にある「オウム裁判傍笑記」著者の、青沼陽一郎さんが言うとおりの、

「最終芸達者」なんですから、麻原さんこと松本智津夫被告は。

狀元問題

東京高裁第十刑事部は、本件が控訴審に係属した当初から「普通の事

形だけの鑑定になる恐れ

求めたが、全く拒絶された。そして三十一日、畏が非でもなく、いかにして鑑定をうけたらうかと悩んでゐた時、ある書生が「實字」を持参したのであるが、裁判所の態度は暖かならず、しかも義氣はなかつたやめて確認できたため實字は出さなかった。この日弁護人は、三人目の医師に鑑定を依頼し、その意見書を十一月十四日までに出すから、それまで訴訟総力での判断は待たされたといふ約束だったのであるが、それも聞き入れられなかった。現在、弁護側三人目の医師と裁判所選定の医師による鑑定作業が同時進行であり、十日弁護側の医師が接見したが、裁判所の医師の進行状態やいつの鑑定書が出来てくるのか、求めても全く知られてない。

（麻原裁判）控訴審主任弁護士、仙宮弁護士会会員）

雪つみで有名な本件には十七人、
七人が控訴せられた。その中には
家業の先輩である坂本龍馬の子
五男も含まれ、麻原氏と教団幹部
十二名の被告が元刑科長をめぐり
いる史上まれに見る重大事件であ
る。現時点で解決しなければなら
ない最大の問題は同氏の訴訟能力
についてであり、これは裁判所は慎重
かつ十分に鑑定を行い、同氏の訴訟
能力に關する弁護士のみならず社会
の疑念を晴らすべきである。

裁判所に弁護士が控訴趣意書を提
出したかたことこそ、弁護士
の職務を放棄し、被告人の利益を侵
害したといふ非難するが、訴訟能力が
なまじり緩く運用されていくことが
出来るから、被告に反するもの
に傳へず。百数十回に及ぶ審問と専ら
専門の精神科医による断の結果とし
て、同氏が到底裁判ができる状態に
ないかと確信している以上、弁護人
としても今後の訴訟能力がないと

法律顧問 松本 正弘 氏。

★ 第10 = 生徒たち（知った）

Vittorio E. Di Stefano

Def
H
✓

要に與れど、それまでの林氏は不明であるが、舊寺にちよつと二月二十九日には接見室に往くのを拒絶はなかつたといふものであり、それ以降弁護士は連日、二回程度の接見を繰返して接見回数ばかり數十回に及ぼす。



松下 明夫

筆者は才力公眞理教元教師の豚原
彰晃と松本篤津夫氏の控訴審手護
人であるが、八月三十一日の期限に
控訴趣意書を提出したことが、終極
東京高等裁判所刑事部の訴訟指揮の問
題点を論ずる機会を与えた。問題
の根本的原因は豚原氏の精神状
態即ち訴訟能力の低にあり。氏は
第一審の審判から放送に及ぶ不規
則発言を繰り返すうちに、弁護
人との接見でも会話をなげ、い
かにその後の二年間うつろひた
れ、年々会話をしなくなり、昨
年一月十七日、死刑判決を受けた。
控訴審では、私と相手護人の二人が
対峙する。

接見を繰の返したものの当初の
三、四ヶ月間は接見室に姿を見せ
しむるなげ、昨年七月二十九日、
氏は車中で無事なげに突然投獄

論壇

（一）押井護國の遺伸を求めて
また精神鑑定が必要であつたこと
を求めて何回も高裁に上つたこと
控訴の趣意は被告人の第一審判決に
對する不服申立を本質とするもので
あるから、高裁取調で充分といふこと
は控訴趣意を擧げたらしく、この上更に
問題であり、高裁取調で充分といふ
點はゆるいといふべきであらう。

以上のことは接見見察制度であつた
め、弁護人は護身窓に同氏の検押の
鑑定を依頼し、医師は諸資料の検討の
後、けいさも接見して、脳の器質的變
質、拘禁区及び、詐病をもつ修正とい
ふの点概と、可能性を示し、その
精密な診察を待つべきであると思ふ
付けた。そこで弁護人は裁判所にし
て、精神鑑定と公判手続の停止を申し
立てたが、東京高裁はいずれも認め
なかつた。

訴訟能力「慎重」

[illegible]

豊田陸運方が凶犯らしい上野静雄と豊田は書けなかつたので、期限の延伸を求め、村松曲折はあったが、東京高裁は本年八月三十一日まで期限を延伸した。その経験利直は井藤人に知らせた。豊田書提出の確約を求めたが、弁護人は最大限努力はするが確約まで出来なかつた。

井藤人らにその後も書寫したがり状に交へられたいため、さらに二人目の精神科医に精神鑑定を依頼し、二人目の医師は六人に授意した。鑑見書を交枝したが、その結論は「拘禁反応によつて昏迷状態を呈し、つらひ、疎通かたくな状態にあること、および拘禁反応の精神病理学的特徴から、言語能力乏乏といつてゐるべし」との機会を待つが、

能性があり、その機会を待つが、

といつたのであつた。井藤人は医師の意見書をして裁判所に上る鑑定および公判手続の停止と控訴趣意書の提出期限延伸を求めた。

これに対して裁判所は八月十九

2005/11/11 「あとは弁護士辞任のみ、と法務大臣」

麻原裁判が、高裁で実のないうところで揺れてますね。メディアでもTBS、日本テレビ系列と、報道があった模様。

一どなたか録画していたらダビングを下さんと幸いです。一部しか見ていないので大変申し訳ないですがー

すなわち、8月31日までと控訴趣意書提出期限とされていたのににもかかわらず、結局、提出しなかった。骨子はできていて、裁判所面談で出せるのに、裁判所が訴訟能力の鑑定をすると決めたものを鑑定人尋問とか立会いだったか求めて、直前まで迷いながら、出さないままと聞く。

「訴訟能力はある」という鑑定結果が出たとき、これを受けて、高裁は、直ちに控訴を却下すべきとするのが、刑事訴訟法の規定です。

弁護士は、本人と打ち合わせができない状況では控訴趣意書を出せないというが、それは無理な主張。

本人がまともに対応しない事案なぞ少なくないし(私も特別案件の国選で、あまりに理のない懲戒請求をされながら弁護を続けたことがありますよ)、麻原被告本人は1997年4月の罪状認否で明らかな通り、争いたい内容は明確にもともと述べているのですから、それにしたがって趣意書を書くことは十分できるのであって、屁理屈ではない。

うーん、弁護士2人は、弁護士感覚では、あまりに危険な賭けに出たなあ、まずいよっ、と思う。

高裁が弁護人を強く批判するのも当たり前のこと、懲戒請求が高裁からされなかっただけよかったと思うべきだろう、と。

これで、実際に、趣意書提出期限を守らなかったことを理由に控訴棄却となったら(高裁はどうするかなあ、法にそう書いてあっても、死刑判決の執行期限が守られないのとまあ近い感じで、棄却しないことがあっても不思議はない。だが、死刑の執行期限が守られないのと異なり、先例がないもの)、麻原裁判がこんな形で終わることになってしまう。 なんと。

なぜ弟子らに、ああも極悪非道の罪を犯させることができたのか、薬物のこと、マインド・コントロールのこと、一審では全体としてあまりに不十分です。

LSDを使ったキリストのイニシエーション(松本サリン事件の直前から始まったものです)については、ビデオをとられた人も多くいるはず、そのあまりにおぞましい実態を、法廷に示さずして、なんでオウム裁判なのだっ、と思う。

検察側も、そのおぞましさを示してしまうと、弟子の処罰が軽くなるとして出さないのかもしれないが、提出命令を出もしない裁判所の姿勢も、大いに問題です。

うーん、控訴棄却となったら、懲戒請求するほかないではないか、この2人の弁護士。

弁護士は、すでに、裁判官の忌避申立て、異議申し立てをして却下された。弁護士会に「人権侵害」だとして救済申し立てもしているのだそう、なんと。最高裁でも忌避など認める筈もない。

残る有効な方法は、「訴訟能力はある」との鑑定が出る前に、辞任するのだろうか。ああ、いかに引き伸ばしのためとはいえ、そんな手法が何時までも許されると思っているのだろうか。 草々

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp
横浜銀行大和支店 普通 1 3 4 3 0 7 8 カナリヤの会滝本太郎